

# 区立多聞幼稚園用途転換移行計画（案）

---

平成 27 年 8 月  
世田谷区子ども・若者部  
世田谷区教育委員会

## 目 次

1	概要	1
2	区立認定こども園の運営	1
3	教育・保育の内容	3
4	預かり保育の実施	4
5	入園選考	5
6	保育料等	5
7	今後の取組み	6
参考資料		
1	園舎平面図	7
2	保育料	9

## 1 概要

### (1) 基本的な考え方

平成26年8月に策定した「区立幼稚園用途転換等計画」に基づき、平成28年度に区立多聞幼稚園を認定こども園へ移行する。

区立認定こども園への用途転換にあたっては、幼保一体化により、就学前教育の充実を図り、幼保小の連携や小学校への円滑な接続、幼児教育の研修や研究の場、また、配慮を必要とする子どもへの支援、身近な子ども・子育て支援機能など多様な役割を果たすことをめざす。

世田谷区で初めての区立認定こども園として、多聞幼稚園では、保護者の就労状況など多様な生活環境に柔軟に対応するために預かり保育の充実を図るとともに、今後の幼保一体化の推進に向け、区立認定こども園カリキュラムの実践と検証、幼保小の連携のモデル園等、区が担うべき幼児教育の充実に向けた取組みの実践の場とする。

### (2) 施設の名称

(仮称) 認定こども園 世田谷区立多聞幼稚園

平成28年度から当分の間、幼稚園型認定こども園として運営する。

### (3) 施設概要

- ・所在地 世田谷区三宿二丁目25番9号
- ・敷地面積 1,793㎡
- ・施設概要 鉄筋コンクリート造2階建

### (4) 開園予定日

平成28年4月1日

## 2 区立認定こども園の運営

### (1) 予定定員

		4歳児		5歳児	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
平成28年度	内訳	60	8	68	0
	計	68		68	
平成29年度	内訳	60	8	60	8
	計	68		68	

1号認定：満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する子ども

2号認定：満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を必要とする子ども

平成28年度の5歳児の定員については、27年度多聞幼稚園4歳児クラスの持ち上がりとなることから、原則2号認定の子どもの定員の設定は行わない。

平成30年度以降の予定定員は、1号認定や預かり保育の利用状況を検証し、状況を見定めながら検討していく。

### (2) 施設の開園時間 午前7時15分～午後6時15分

認定種別	教育・保育時間
1号認定(幼稚園枠)	午前9時～午後2時
2号認定(保育園枠)	午前7時15分～午後6時15分

(3) 休園日

認定種別	休園日
1号認定(幼稚園枠)	土曜日、日曜日、国民の祝日、次に記した日及びその他教育委員会が特に認める日 ア) 夏季休業日 7月20日から8月31日まで イ) 冬季休業日 12月24日から1月7日まで ウ) 春季休業日 3月19日から4月9日まで
2号認定(保育園枠)	日曜日、国民の祝日、12月29日～翌年1月3日、その他教育委員会が特に認める日

(4) 職員配置  
職員体制

	職 名	人 数
常勤職員	園長(幼稚園教員)	1人
	副園長(幼稚園教員)	1人
	4歳児学級担任(幼稚園教員)	2人
	5歳児学級担任(幼稚園教員)	2人
	学年担任(幼稚園教員)	2人
	栄養士	1人
非常勤職員	保育士	3人
	用務	2人

認定こども園移行に伴う拡充

配置の考え方

ア) 園長

・開園時間を現在の7時間半からこども園への移行に伴い11時間とすること、土曜日及び長期休業期間も開園日とすることから、専任の園長とする。

イ) 副園長

・長時間保育の実施や園長を補佐するため、専任の副園長を配置する。

ウ) 幼稚園教員

・教育課程に係る教育時間を担うため幼稚園教員を配置する。

・学級担任のほかに、長時間保育の実施に伴い、4歳児・5歳児それぞれに学年担任を配置する。

・配置に際しては、保育士資格がある幼稚園教員の配置を原則とする。

エ) 保育士

・2号認定の子どもの保育や、1号認定の子どもの預かり保育時間拡大などの長時間保育の安定的な運営の観点から、非常勤保育士を配置する。

オ) 栄養士

・給食調理を民間委託とすることから、正規の栄養士を配置する。

・今後の区立認定こども園の展開にあたっては、非常勤職員の配置も想定し、学校健康推進課等関係所管との連携を図ることとする。

カ) 用務

・現在の区立幼稚園同様、施設清掃等のため、非常勤用務主事を配置する。

キ)その他

- ・教材費の徴収、預かり保育事務等のため、事務臨時職員を配置する。
- ・配慮を要する子どものため、介助員（臨時職員）を配置する。
- ・給食や午睡など長時間保育のあり方について指導・助言を行う保育園園長経験者等による保育アドバイザーを学務課に配置する。

(5) 給食の提供

こども園への移行に伴い、自園で調理した給食を1号認定の子どもも含め、原則として全ての園児に提供する。費用負担については、実費相当額の保護者負担とする。土曜日および春・夏・冬季休業日にも給食を提供する。

### 3 教育・保育の内容

(1) 世田谷区認定こども園カリキュラム

国の教育・保育の指針となる「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」や世田谷区教育目標、世田谷区保育理念・保育方針を踏まえた幼児教育・保育の内容とする『世田谷区認定こども園カリキュラム』（以下「カリキュラム」という。）を策定する。

カリキュラムでは、園児一人ひとりが有する個性や能力を十分に引き出し、人格を形成していくうえでの基礎や資質を養うことを目標とする。そのため、『世田谷9年教育』の育てたい力・資質である「健やかな身体」、「豊かな人間性」、「豊かな知力」、「ことばの力」のそれぞれの基礎を培っていくことを踏まえるとともに、養護や長時間保育の視点も含め、各区立認定こども園において、指導計画を作成する上での指針となるものとする。

区立認定こども園 多聞幼稚園を、カリキュラムの実践及び検証の場とし、教育、保育の質の向上や子ども・子育て支援事業の充実を図る。

(2) 1日の基本的な園の過ごし方

	1号認定の子ども（幼稚園枠）	2号認定の子ども（保育園枠）
7:15	希望者は預かり保育 順次登園	順次登園
9:00	2号認定の子どもと合同で保育 登園	各クラスの保育室へ移動
	教育課程に係る教育活動（学級活動） 給食 教育課程に係る教育活動（学級活動）	
14:00	降園 （預かり保育児童は2号認定の子どもと合同で保育） 預かり保育児童 おやつ・遊び	午睡・休息 （児童の状況にあわせて過ごす） おやつ・遊び
18:15		順次降園 閉園

9時から14時までの教育課程に係る教育活動では、1クラス34人以下のクラスを編制し、2号認定の子どもと1号認定の子どもが同様に教育活動を行う。

(3) 幼保小の連携の推進

区立多聞小学校との交流及び近隣の公私立保育園、幼稚園、こども園の教職員間の意見交換、合同の研究の場を設けるなど、近隣の園との連携を図る。

小学校へのスムーズな就学のため、認定こども園 多聞幼稚園を中心に、近隣の園とともに多聞小学校との連携・交流を推進する。

(4) 配慮を必要とする子どもへの支援

これまでの区立幼稚園や保育園での支援のノウハウを活かし教育・保育を行う。

園児の状況に応じ、指導内容や指導方法等について総合福祉センター等の専門機関からの助言に加え、特別支援学校等とも連携を図りながら、教育・保育の充実を図る。

(5) 子ども・子育て支援事業

現在、区立多聞幼稚園で実施している未就学児童が幼稚園に遊びに行き、いろいろな遊びを楽しむことができる『未就園児の会』を継承する。

子ども・子育ての不安等に対する育児相談や、近隣の保育園・幼稚園と連携を図りながら、地域の子育て支援の充実を図る。

#### 4 預かり保育の実施

1号認定の子どもについて教育課程に係る教育活動時間以外に預かり保育を実施する。

(1) 実施時間・保育料(日額)

	実施時間	保育料(日額)
教育課程に係る教育活動が行われる日 (平日)	午前7時15分～午前9時	150円
	午後2時～午後4時30分	250円
	午後2時～午後6時15分	400円
	午前7時15分～午前9時、 午後2時～午後6時15分	550円
教育課程に係る教育活動が行われない日 (土曜・長期休業中等)	午前7時15分～午後6時15分	1,200円
	午前9時～午後5時	1,000円
	午前7時15分～午前11時30分	320円
	午後2時～午後6時15分	370円

(2) 預かり保育の定員

当面、2号認定の子どもの定員とあわせて最大30名とする。平成28年度は、2号認定の定員が8名のため、最大22名までとする。

(3) 預かり保育の資格要件

多様な保護者の生活ニーズや就労形態に対応していくため、次に掲げる要件に該当する保護者の園児を優先的に受け入れる。

保護者の就労

保護者自身の出産・入院

保護者・家族の疾病・通院・介護 等

#### (4) 食事等

区分	食事等の内容
教育課程に係る教育活動が行われる日	午後2時以降の預かり保育では、おやつを提供する。
教育課程に係る教育活動が行われない日	午前7時15分～午後6時15分及び午前9時～午後5時を利用する場合は、給食及びおやつを提供する。午後2時～午後6時15分を利用する場合は、おやつを提供する。

#### (5) 利用単位期間

1日単位とする。利用する月の前月の教育委員会が指定する期日までに、利用希望日及び時間を月単位で申し込みをする。ただし、保護者の疾病などの理由で急を要する事由に限り、定員に達していない場合、前日までに受け付け、利用できるように検討する。

### 5 入園選考

1号認定（幼稚園枠）	2号認定（保育園枠）
入園の申込み 直接、区立多聞幼稚園で、申し込みを受け付ける。	支給認定 子ども・若者部保育認定・調整課から支給認定証を交付される。支給認定証が交付されても、施設の利用が決定したことにはならない。
入園選考 申込みが定員を超過した場合は、抽選とする。	入園の申込み 支給認定の申請及び入園の申し込みは、各総合支所生活支援課で、受け付ける。
支給認定 入園内定者が、支給認定の申請をしたのち、支給認定証を交付される。	入園選考 入園選考は、申込書や書類の内容に基づき選定指数により内定する。内定者には、園より電話で連絡する。

### 6 保育料等

#### (1) 1号認定保育料

世田谷区幼稚園保育料条例第3条に定める保育料(9ページ 2 保育料 (1) 1号認定の子どもの保育料 参照)。

#### (2) 2号認定保育料

世田谷区保育料条例第3条に定める保育料(9ページ 2 保育料 (2) 2号認定の子どもの保育料 参照)。

#### (3) 給食費

1号認定を対象に食材費実費相当分を徴収する。月額4,700円(8月を除く)。  
なお、2号認定については、(2)で定める保育料に含まれている。

#### (4) 預かり保育料

日単位の単価設定とし、料金は、4(1)のとおりとする。

(5) 1号認定利用者の負担軽減について

給食費

食材費の実費負担分とするが、国による生活保護世帯に対する子ども・子育て支援交付金の実費徴収に係る補足給付制度の活用等を検討する。

預かり保育料

現行の預かり保育料と同様に、負担軽減措置を行わない方向とするが、国による生活保護世帯に対する子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業の活用等を検討する。

教材費、行事費

現在、区立幼稚園では教材費、行事費について実費負担としている。そのため、1号認定は現状通り、2号認定の子どもに対しても新たに実施する教育課程に係る教育活動に使うものについては、実費相当分を徴収する。ただし、国による生活保護世帯に対する子ども・子育て支援交付金の実費徴収に係る補足給付制度の活用等を検討する。

## 7 今後の取組み

(1) 近隣保育園との連携

区立三宿保育園をはじめ近隣の保育園と園児同士の交流を図る。

教育・保育の質の向上や区立認定こども園カリキュラムの検証の視点で合同の研究会や研修を実施する。

(2) 認定こども園運営に関する保護者の協力体制について

区立幼稚園と同様、保護者と協力しながらこども園運営を進める。

保護者の就労状況など多様な生活環境等を踏まえながら、児童の全ての保護者が子どもたちの健やかな成長のため、こども園教職員や保護者同士との協力や連携等の体制づくりを検討する。

(3) その他

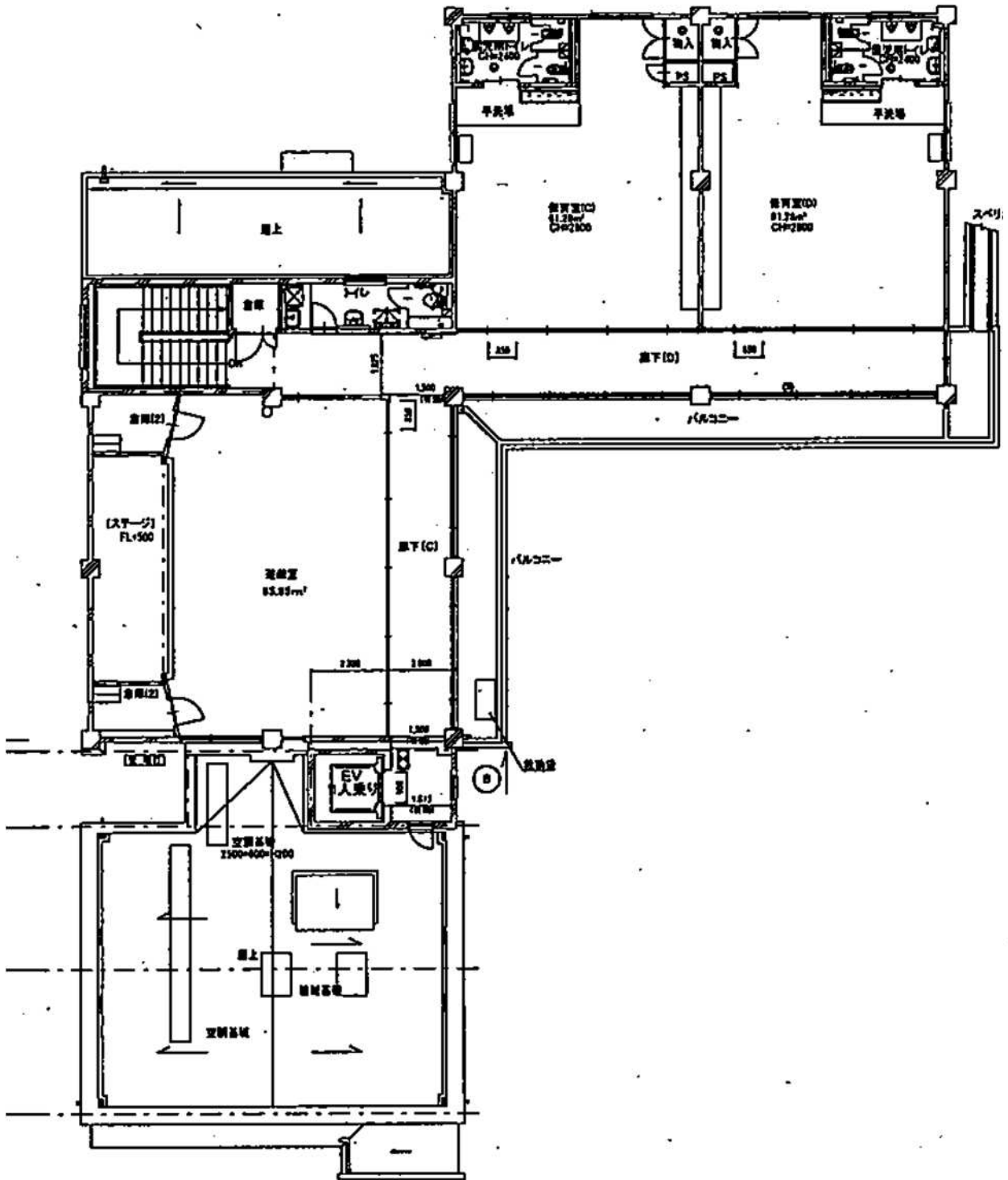
当面、世田谷区立学校設置条例に基づく幼稚園型認定こども園とし、園名は『認定こども園 世田谷区立多聞幼稚園』、園歌も区立多聞幼稚園園歌を継承する。

幼保連携型認定こども園への移行を見据え、在園園児、保護者や地域に親しまれる園運営をめざし、認定こども園関係者や地域の方々とともに園名や園歌などを検討する。





2階平面図



## 2 保育料

### (1) 1号認定の子どもの保育料

(月額)

階層	世帯の階層区分	保育料の月額 (1人につき)
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円
第2階層	第1階層を除き、所得割課税額が0円の世帯(均等割のみ課税世帯を含む。)	0円
第3階層	第1階層を除き、所得割課税額が77,100円以下である世帯	4,600円
第4階層	第1階層を除き、所得割課税額が77,100円を超える世帯	10,000円
給食費		4,700円

### (2) 2号認定の子どもの保育料

(月額)

世帯の階層区分		保育料の月額(1人につき)	
階層	定義	4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円
B 1	A階層を除き、所 ひとり親等の世帯	0円	0円
B 2	得割課税額が0円 ひとり親等の世帯以外の世帯(均等割のみ課税世帯を含む。)	600円	600円
D 1	A階層を除き、所 得割課税額が0円未 満である世帯	6,800円	6,700円
D 2	以外の世帯 所得割課税額が12,000円以上 37,000円未満である世帯	8,600円	8,500円
D 3	所得割課税額が37,000円以上 52,000円未満である世帯	11,100円	11,000円
D 4	所得割課税額が52,000円以上 82,000円未満である世帯	13,000円	12,800円

世帯の階層区分		保育料の月額（1人につき）	
階層	定義	4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間
D 5	所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	15,400円	15,200円
D 6	所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	17,500円	17,300円
D 7	所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	19,400円	19,100円
D 8	所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	20,900円	20,600円
D 9	所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	22,700円	22,400円
D 10	所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	23,000円	22,700円
D 11	所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	23,300円	23,000円
D 12	所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	23,600円	23,200円
D 13	所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	23,900円	23,500円
D 14	所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	24,200円	23,800円
D 15	所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	24,500円	24,100円
D 16	所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	24,800円	24,400円
D 17	所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	25,100円	24,700円
D 18	所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	25,500円	25,100円
D 19	所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	26,000円	25,600円
D 20	所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	26,500円	26,100円
D 21	所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	27,000円	26,600円
D 22	所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	27,500円	27,100円
D 23	所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	28,000円	27,600円

世帯の階層区分		保育料の月額（1人につき）	
階層	定義	4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間
D 24	所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	28,500円	28,100円
D 25	所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	29,000円	28,600円
D 26	所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	29,500円	29,000円
D 27	所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	30,000円	29,500円
D 28	所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	31,000円	30,500円
D 29	所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	32,000円	31,500円
D 30	所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	33,000円	32,500円

保育標準時間：1日最大11時間の利用認定を受けた子どもの保育料

保育短時間：1日最大8時間の利用認定を受けた子どもの保育料